

事業継続支援金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少した町内中小企業者の皆様に、事業継続のため事業全般に広く使える支援金を交付します。

支援金額

一律 **10万円** (支給は1事業者1回のみ)

対象者

次の全ての要件を満たす事業者

- **主たる事業所が町内にある中小企業者又は小規模事業者**※1
- **新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から12月までのいずれか1か月の売上が、前年同月比で20%以上減少していること。**※2、3
- **令和2年4月1日時点で町内事業者であり、今後も町内で事業継続の意思があること。**
- **町税等の滞納がないこと。**

※1 個人事業主については、事業を行う個人であって、主たる収入が給与・年金等でないもの（事業収入が、給与・年金等他の収入を含む合計額の1/2以上を占めるもの）、とします。

※2 証明のため、令和元年（法人は前事業年度）の確定申告書類と、対象とする減収月の売上高を示した売上台帳の写し等の提出が必要です。

※3 年間売上減少見込みが支援金額（10万円）に満たない場合、支援金は交付されません。

申請方法など、詳しくは中面、裏面をご確認ください。

お問合せ

里庄町企画商工課

電話：0865-64-3114 受付時間：平日9時～17時

対象となる事業者について

●対象となりうる方

令和元年（法人は前事業年度）の確定申告等を行っている、

- ★ 会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社）
- ★ 個人事業主
- ★ 企業組合、協業組合、協同組合
- ★ 医療法人、社会福祉法人、一般社団（財団）法人、公益社団（財団）法人、特定非営利活動法人 等

【中小企業者の範囲】

主たる事業の業種	資本金の額 または出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④以外）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5千万円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下

●対象とならない方

- ★ 公共法人 ★ 政治団体 ★ 宗教上の組織もしくは団体
- ★ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4号及び第5号に規定する者、同条に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
- ★ その他、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと町長が判断する者

提出書類に関する特例措置

通常の申請では不都合が生じる方に特例を設けています。詳細はQAをご覧ください。

事業期間特例

事業期間が短く、申請時点で前年同月比較ができない方に対する特例

事業承継特例

事業収入を比較する2つの月の間に事業承継を受けた方に対する特例

り災特例

平成30年7月豪雨等の影響を受けて売上高の比較が困難な方に対する特例

合併特例

売上高を比較する2つの月の間に合併を行った法人に対する特例

法人成り特例

売上高を比較する2つの月の間に個人事業主から法人化した方に対する特例

NPO法人等特例

特定非営利活動法人及び公益法人等に対する特例

他の制度で売上減少要件が確認できる方の特例

セーフティネット保証、危機関連保証等の認定を受けている方に対する特例

申請期間

令和2年8月17日（月）～令和3年1月29日（金）

申請方法

- 申請書に必要事項を記載し、申請に必要な書類を添付して申請期間内に提出してください。（1事業者1回のみ）
 - ★ 申請書は、里庄町「事業継続支援金」のホームページ、里庄町企画商工課、浅口商工会で入手できます。

感染拡大防止のため原則郵送での提出をお願いします。

● 郵送で提出する場合

申請書類一式を封筒に入れて、切手を貼って投函してください。（郵送料は申請者の負担となります。）

【郵送先】 〒719-0398 里庄町大字里見1107番地2 里庄町企画商工課あて
※「支援金申請書在中」と朱書きしてください。

● 窓口で提出する場合

申請書類一式を封筒に入れて、提出してください。

【提出先】 里庄町企画商工課
（いずれも平日9時～17時）

Q&A

Q1 町外に居住し、町内で事業を行っている個人事業主は対象になりますか？

A1 町内に主たる事業所があれば対象となります。

Q2 「主たる事業所」とは？

A2 本社又は本社機能のある事業所をいいます。

Q3 事業継続期間が短く、前年同月比較ができない場合は？

A3 売上減少月を含む直近3カ月の平均と比較することができます（開業届等の提出が必要です。）

上記以外の詳細については、町ホームページに掲載のQ&Aをご確認ください。

里庄町を装った詐欺にご注意ください

事業継続支援金の申請にあたって、通帳やカードを預かる、暗証番号を尋ねる、ATMの操作を指示する、お金を請求することは絶対にありません。